3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、塗装工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年７月22日
九州地方整備局長　金尾　健司
1　処分をした年月日　平成26年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ホームコアテクノ　柳武　信一　福岡県福岡市南区日佐２―18―１　国土交通大臣許可（般―24）第22520号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年７月22日
九州地方整備局長　金尾　健司
1　処分をした年月日　平成26年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大協株式会社　横山　勝一　鹿児島県鹿児島市春山町461　国土交通大臣許可（般特―23）第6285号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年７月22日
九州地方整備局長　金尾　健司
1　処分をした年月日　平成26年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホームイング九州株式会社　中世古幸紀　福岡県福岡市博多区博多駅前３―２―８　国土交通大臣許可（般特―25）第20066号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年７月22日
九州地方整備局長　金尾　健司
1　処分をした年月日　平成26年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社一建　永橋　一朗　佐賀県佐賀市東与賀町飯盛4560―１　国土交通大臣許可（般―23）第24257号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木一式工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年４月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年７月22日
九州地方整備局長　金尾　健司
1　処分をした年月日　平成26年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社カンサイ　忍田　勉　福岡県福岡市博多区東比恵３―32―15　国土交通大臣許可（般―24）第22256号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年７月22日
九州地方整備局長　金尾　健司
1　処分をした年月日　平成26年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社シンワ美創　成村　康　福岡県福岡市博多区博多駅前２―20―１　国土交通大臣許可（般―23）第12195号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（板金工事業、塗装工事業、防水工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月９日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年７月22日
九州地方整備局長　金尾　健司
1　処分をした年月日　平成26年６月30日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　大橋エアシステム株式会社　井上　久行　福岡市中央区薬院２―３―41　国土交通大臣許可（般特―21）第873号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成26年６月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第６６０号
東京都武蔵野市境５丁目15番７―310号
申立人　中西　　載
本籍埼玉県さいたま市中央区上落合５丁目724番地、最後の住所埼玉県さいたま市中央区上落合１丁目６番１―406号、死亡の場所埼玉県さいたま市中央区、死亡年月日平成26年１月24日、出生の場所東京都淀橋区、出生年月日昭和20年３月21日、職業無職
被相続人　亡　中西　久光
事務所さいたま市中央区本町東２丁目11番７号　さいたま新都心法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久田　勝也
さいたま家庭裁判所

平成２６年（家）第３３２号
埼玉県越谷市大字下間久里596番地２
申立人　青木　　清
本籍東京都台東区浅草橋４丁目97番地、最後の住所埼玉県越谷市大成町８丁目2666番地３、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成25年３月29日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日昭和14年９月23日、職業会社代表者
被相続人　亡　草深　三男
事務所埼玉県越谷市越ヶ谷１―11―36蒼建ビル５階石井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石井　久雄
さいたま家庭裁判所越谷支部